

《資料》

2018年中国上場会社コーポレートガバナンス準則 (上市公司治理准则) 邦訳

張 笑男 訳

- 第一章 総則
- 第二章 株主と株主総会
 - 第1節 株主の権利
 - 第2節 株主総会の規範
- 第三章 取締役と取締役会
 - 第1節 取締役の選任
 - 第2節 取締役の義務
 - 第3節 取締役会の構成と職責
 - 第4節 取締役会議事規則
 - 第5節 独立取締役
 - 第6節 取締役会専門委員会
- 第四章 監査役と監査役会
- 第五章 高級管理職と会社の奨励・規制体制
 - 第1節 高級管理職
 - 第2節 業績及び職務履行の評価
 - 第3節 報酬及び奨励
- 第六章 支配株主・その関係者と上場会社
 - 第1節 支配株主及びその関係者の行為規範
 - 第2節 上場会社の独立性
 - 第3節 関連取引
- 第七章 機関投資家及びその他の関連機構
- 第八章 利益関係者・環境保護と社会的責任
- 第九章 情報開示と透明性
- 第十章 附則

上場会社コーポレートガバナンス準則

(証監会公告〔2018〕29号, 2018年9月30日)

第一章 総則

第1条 上場会社の運営の規範化, コーポレートガバナンスの水準の向上, 投資者の合法的な権益の保護, 及び我が国の資本市場の安定かつ健全な発展の促進を図るために, 「中華人民共和国会社法 (以下「会社法」)」、 「中華人民共和国証券法」及び関連法律, 行政法規が定める基本原則に基づき, 国内外のコーポレートガバナンスの実践を踏まえ, 本準則を制定する。

第2条 本準則は, 「会社法」に拠り設立され, かつその株式を中国国内の証券取引所に上場している株式会社に適用する。

2 上場会社は, 本準則の趣旨を貫徹し, コーポレートガバナンスを改善しなければならない。上場会社の定款及びコーポレートガバナンスに関する書類は, 本準則で定める要件を満たさなければならない。上場会社が自社の特徴に基づき, コーポレートガバナンスの実践を探索し豊富にすること, 及びその水準を向上させることを推奨する。

第3条 上場会社は, 創造的, 協調的, 生態系に優しい, 開放的, かつ共有可能な発展理念を貫徹して実行し, 優秀な企業家精神を広め, 積極的に社会に対する責任を履行し, 良好なコーポレートガバナンスの実践を形成しなければならない。

2 上場会社のコーポレートガバナンスは, 健全的, 効率的, かつ透明でなければならない。内部と外部の監督を強化し, 株主の合法的な権利を保障し, 株主が公平な扱いを受けることを確保し, 利益関係者の基本権益を尊重し, 着実に企業価値を向上させなければならない。

上市公司治理准则

（证监会公告〔2018〕29号，2018年9月30日）

第一章 总则

第一条 为规范上市公司运作，提升上市公司治理水平，保护投资者合法权益，促进我国资本市场稳定健康发展，根据《中华人民共和国公司法》（以下简称《公司法》）、《中华人民共和国证券法》及相关法律、行政法规等确定的基本原则，借鉴境内外公司治理实践经验，制定本准则。

第二条 本准则适用于依照《公司法》设立且股票在中国境内证券交易所上市交易的股份有限公司。

上市公司应当贯彻本准则所阐述的精神，改善公司治理。上市公司章程及与治理相关的文件，应当符合本准则的要求。鼓励上市公司根据自身特点，探索和丰富公司治理实践，提升公司治理水平。

第三条 上市公司应当贯彻落实创新、协调、绿色、开放、共享的发展理念，弘扬优秀企业家精神，积极履行社会责任，形成良好公司治理实践。

上市公司治理应当健全、有效、透明，强化内部和外部的监督制衡，保障股东的合法权利并确保其得到公平对待，尊重利益相关者的基本权益，切实提升企业整体价值。

第4条 上場会社の株主、実質的支配者、取締役、監査役及び高級管理職は、法律、行政法規、各機関が定める規則、規範的文書（以下「法律法規」）及び自治規則に従い、権利の行使及び義務の履行をし、上場会社の利益を擁護しなければならない。取締役、監査役及び高級管理職は、継続的な学習を行い、職務履行能力を絶えず向上させ、忠実に、勤勉に、慎重にその職務を履行しなければならない。

第5条 上場会社は、「会社法」の規定に従い、中国共産党の組織を会社内部に設置し、共産党の活動を行わせる。上場会社は、当該共産党組織の活動のための必要条件を提供しなければならない。

2 国が支配権を有する上場会社は、「会社法」及び関連規定に従い、会社の支配権構造及び経営管理の実践を踏まえ、定款に当該共産党組織の設置に関する事項を定めなければならない。

第6条 中国証券監督管理委員会及びその出先機関は、上場会社のコーポレートガバナンスに関する活動及びその関連機関に対して監督管理を行い、コーポレートガバナンスにおける重大な問題について有効な改善措置を執ることを督促する。

2 証券取引所、中国上場会社協会、及びその他証券、基金、先物取引に関連する自治組織は、本準則の規定に従い、自治規則を制定し、上場会社に対して自律的な管理を強化する。

3 中国証券監督管理委員会及びその出先機構その他関連する自治組織は、上場会社のコーポレートガバナンスの状況に対して評価を行い、継続的な改善を促すことができる。

第四条 上市公司股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员，应当依照法律、行政法规、部门规章、规范性文件（以下统称法律法规）和自律规则行使权利、履行义务，维护上市公司利益。董事、监事、高级管理人员应当持续学习，不断提高履职能力，忠实、勤勉、谨慎履职。

第五条 在上市公司中，根据《公司法》的规定，设立中国共产党的组织，开展党的活动。上市公司应当为党组织的活动提供必要条件。

国有控股上市公司根据《公司法》和有关规定，结合企业股权结构、经营管理等实际，把党建工作有关要求写入公司章程。

第六条 中国证监会及其派出机构依法对上市公司治理活动及相关主体的行为进行监督管理，对公司治理存在重大问题的，督促其采取有效措施予以改善。

证券交易所、中国上市公司协会以及其他证券基金期货行业自律组织，依照本准则规定，制定相关自律规则，对上市公司加强自律管理。

中国证监会及其派出机构和有关自律组织，可以对上市公司治理状况进行评估，促进其不断改善公司治理。

第二章 株主と株主総会

第1節 株主の権利

第7条 株主は、法律法規及び定款に従い、権利を有し義務を負う。

2 上場会社の定款、株主総会決議及び取締役会決議は、法律法規を遵守し、株主の法定された権利を剥奪し、又は制限してはならない。

第8条 上場会社は、コーポレートガバナンスにおいて、法律法規を遵守し、株主の権利を保障し、中小株主の合法的な権益の保護を重視しなければならない。

第9条 上場会社は、株主との間で有効でスムーズな意思疎通手段を構築し、株主が会社の重大事項に対する知る権利、決議に参加する権利及び監督権等の権利を保障しなければならない。

第10条 上場会社は、積極的に株主に還元し、定款において利益の分配方法、特に剰余金の配当に関する方針を明確に定めなければならない。上場会社は現金による配当に関する方針の制定及び執行の状況を公開しなければならない。現金による配当の要件を満たすにもかかわらず、これを行わないときは、その理由を十分に開示しなければならない。

第11条 株主は、法律、行政法規に従い、民事訴訟その他の法的な手段によってその合法的権利を守る権利を有する。

第2節 株主総会の規範

第12条 上場会社は、定款において株主総会の招集、開催及び決議に関する手続を定めなければならない。

第二章 股东与股东大会

第一节 股东权利

第七条 股东依照法律法规和公司章程享有权利并承担义务。

上市公司章程、股东大会决议或者董事会决议等应当依法合规，不得剥夺或者限制股东的法定权利。

第八条 在上市公司治理中，应当依法保障股东权利，注重保护中小股东合法权益。

第九条 上市公司应当建立与股东畅通有效的沟通渠道，保障股东对公司重大事项的知情、参与决策和监督等权利。

第十条 上市公司应当积极回报股东，在公司章程中明确利润分配办法尤其是现金分红政策。上市公司应当披露现金分红政策制定及执行情况，具备条件而不进行现金分红的，应当充分披露原因。

第十一条 股东有权依照法律、行政法规的规定，通过民事诉讼或者其他法律手段维护其合法权利。

第二节 股东大会的规范

第十二条 上市公司应当在公司章程中规定股东大会的召集、召开和表决等程序。

2 上場会社は、株主総会の議事に関する規則を定款又は定款に附属する内部規程に定めなければならない。

第13条 株主総会における提案は、法律法規及び定款等の規定に従い、株主総会の権限の範囲内に属さなければならない。明確な議題及び具体的な決議事項を有するものでなければならない。

第14条 上場会社は、定款において、株主総会が取締役に授權する際の方針、及び授權の内容を明確かつ具体的に定めなければならない。株主総会は、法により株主総会の権限とされる事項につき、取締役会に授權してはならない。

第15条 株主総会は、会場を設営し、会場で行われる会議及び電磁的な方法による投票を組み合わせた方法により開催しなければならない。上場会社は、株主が参加しやすいよう、株主総会の開催日時及場所を定めなければならない。上場会社は、株主総会決議が合法かつ有効に行われることを保障し、株主の株主総会への参加に協力しなければならない。上場会社は、株主総会の各議題について議論するための合理的な時間を設けなければならない。

2 株主は、本人投票又は他人による代理投票をすることができ、両者の法的効果は同等である。

第16条 上場会社の取締役会、独立取締役及び要件を満たす株主は、株主総会における議決権の委任勧誘をすることができる。上場会社及び株主総会の招集権者は、議決権の委任勧誘をする株主の権利について、持株要件を設けてはならない。

2 議決権の委任勧誘は無償でなければならない。勧誘者は、勧誘の対象株主に対して議決権行使の方針等に関する情報を開示しなければならない。有

上市公司应当制定股东大会议事规则，并列入公司章程或者作为章程附件。

第十三条 股东大会提案的内容应当符合法律法规和公司章程的有关规定，属于股东大会职权范围，有明确议题和具体决议事项。

第十四条 上市公司应当在公司章程中规定股东大会对董事会的授权原则，授权内容应当明确具体。股东大会不得将法定由股东大会行使的职权授予董事会行使。

第十五条 股东大会会议应当设置会场，以现场会议与网络投票相结合的方式召开。现场会议时间、地点的选择应当便于股东参加。上市公司应当保证股东大会会议合法、有效，为股东参加会议提供便利。股东大会应当给予每个提案合理的讨论时间。

股东可以本人投票或者依法委托他人投票，两者具有同等法律效力。

第十六条 上市公司董事会、独立董事和符合有关条件的股东可以向公司股东征集其在股东大会上的投票权。上市公司及股东大会召集人不得对股东征集投票权设定最低持股比例限制。

投票权征集应当采取无偿的方式进行，并向被征集人充分披露具体投票意向等信息。不得以有偿或者变相有偿的方式征集股东投票权。

償又はこれに類似する方法での議決権の委任勧誘を行ってはならない。

第17条 取締役、監査役の選任は、中小株主の意向を十分に反映させるものでなければならない。株主単独で、又は議決権に関し行動をともにする他の株主との合計で、上場会社の持株比率の30%以上の割合を占めるときは、上場会社は取締役、監査役の選任において累積投票制度を採用しなければならない。累積投票制度を採用する上場会社は、定款において実施に関する細則を定めなければならない。

第三章 取締役と取締役会

第1節 取締役の選任

第18条 上場会社は、透明性のある取締役の指名・選任手続を定款に定め、取締役の選任の公開性、公平性、公正性を保障しなければならない。

第19条 上場会社は、株主が取締役の候補者に関する情報を十分に得られるよう、株主総会の招集前に取締役の候補者に関する詳細な資料を公開しなければならない。

2 取締役の候補者は、株主総会招集通知の公告前に、指名への同意を書面により承諾し、開示された取締役の候補者資料の真实性、正確性、完全性を備えていること、及び選任後確実に取締役の職責を履行することを承諾しなければならない。

第20条 上場会社は、取締役と契約を締結し、当該任用契約において会社と取締役との間の権利義務、取締役の任期、取締役が法律法規や定款に違反したときの責任及び会社が任期満了前に任用契約を解除したときの補償の内容を明確に定めなければならない。

第十七条 董事、监事的选举，应当充分反映中小股东意见。股东大会在董事、监事选举中应当积极推行累积投票制。单一股东及其一致行动人拥有权益的股份比例在30%及以上的上市公司，应当采用累积投票制。采用累积投票制的上市公司应当在公司章程中规定实施细则。

第三章 董事与董事会

第一节 董事的选任

第十八条 上市公司应当在公司章程中规定规范、透明的董事提名、选任程序，保障董事选任公开、公平、公正。

第十九条 上市公司应当在股东大会召开前披露董事候选人的详细资料，便于股东对候选人有足够的了解。

董事候选人应当在股东大会通知公告前作出书面承诺，同意接受提名，承诺公开披露的候选人资料真实、准确、完整，并保证当选后切实履行董事职责。

第二十条 上市公司应当和董事签订合同，明确公司和董事之间的权利义务、董事的任期、董事违反法律法规和公司章程的责任以及公司因故提前解除合同的补偿等内容。

第2節 取締役の義務

第21条 取締役は、法律法規及び定款等の関連規定に従い、忠実に、勤勉に、慎重に職責を履行し、会社に対して承諾したことを履行しなければならない。

第22条 取締役は、その職責を履行するのに十分な時間と精力を確保しなければならない。

2 取締役は、取締役会に出席し、議事事項について明確な意見を述べなければならない。取締役本人が取締役会に確実に出席できないときは、書面により他の取締役に投票権の委任をすることができ、委任した取締役は独立して責任を負う。独立取締役は、独立取締役でない取締役に投票権の委任をすることができない。

第23条 取締役は、取締役会決議に対して責任を負わなければならない。取締役会決議が法律法規、定款、又は株主総会決議に違反した結果、会社に重大な損害を与えたときは、取締役会決議に参加した取締役は会社に対して損害賠償責任を負う。当該取締役会決議に反対し、かつ取締役会議事録に反対の旨が記載されたことを証明した場合は、取締役はその責任を免れることができる。

第24条 上場会社は、株主総会決議により取締役のための責任保険の保険料を負担することができる。当該責任保険の範囲は契約により定め、ただし、取締役が法律法規や定款に違反したことによる損害賠償責任を除く。

第3節 取締役会の構成と職責

第25条 取締役会の人数及び構成は、法律法規に定める要件を満たさなければならず、構成員の専門性の構造は合理的でなければならない。取締役は、

第二节 董事的义务

第二十一条 董事应当遵守法律法规及公司章程有关规定，忠实、勤勉、谨慎履职，并履行其作出的承诺。

第二十二条 董事应当保证有足够的时间和精力履行其应尽的职责。

董事应当出席董事会会议，对所议事项发表明确意见。董事本人确实不能出席的，可以书面委托其他董事按其意愿代为投票，委托人应当独立承担法律责任。独立董事不得委托非独立董事代为投票。

第二十三条 董事应当对董事会的决议承担责任。董事会的决议违反法律法规或者公司章程、股东大会决议，致使上市公司遭受严重损失的，参与决议的董事对公司负赔偿责任。但经证明在表决时曾表明异议并记载于会议记录的，该董事可以免除责任。

第二十四条 经股东大会批准，上市公司可以为董事购买责任保险。责任保险范围由合同约定，但董事因违反法律法规和公司章程规定而导致的责任除外。

第三节 董事会的构成和职责

第二十五条 董事会的人数及人员构成应当符合法律法规的要求，专业结构合理。董事会成员应当具备履行职责所必需的知识、技能和素质。鼓励董事会成

その職責を履行するのに必要な知識、技能、及び素質を具備していなければならない。取締役会の構成員の多様化を推奨する。

第26条 取締役会は、株主総会に対して責任を負い、株主総会決議を執行する。

2 取締役会は、法に従いその職責を履行し、上場会社が法律法規や定款の規定を遵守すること、全ての株主に対して公平であること、及びその他の利益関係者の合法的な権益に配慮することを確保しなければならない。

第27条 上場会社は、取締役会が法律法規及び定款に従いその権限を行使することを保障し、取締役がその職責を履行するための必要な条件を提供しなければならない。

第28条 上場会社は、取締役会秘書を設置し、株主総会及び取締役会の準備、書類の保存、株主に関する資料の管理、情報開示事務、及び投資家関係の事務等を行わせる。

2 取締役会秘書は、上場会社の高級管理職として、その職責を履行するために関連する会議に出席し、関連する資料を閲覧し、会社の財務及び経営状況を把握する。取締役会及びその他の高級管理職は、取締役会秘書の職務に協力しなければならない。いかなる機関及び個人も取締役会秘書の職務履行行為に干渉してはならない。

第4節 取締役会議事規則

第29条 上場会社は、取締役会議事規則を制定し、株主総会決議により、定款又は定款の附属文書として定めなければならない。

第30条 取締役会は、定期的を開催し、必要があれば適時臨時取締役会を開

员的多元化。

第二十六条 董事会对股东大会负责，执行股东大会的决议。

董事会应当依法履行职责，确保上市公司遵守法律法规和公司章程的规定，公平对待所有股东，并关注其他利益相关者的合法权益。

第二十七条 上市公司应当保障董事会依照法律法规和公司章程的规定行使职权，为董事正常履行职责提供必要的条件。

第二十八条 上市公司设董事会秘书，负责公司股东大会和董事会会议的筹备及文件保管、公司股东资料的管理、办理信息披露事务、投资者关系工作等事宜。

董事会秘书作为上市公司高级管理人员，为履行职责有权参加相关会议，查阅有关文件，了解公司的财务和经营等情况。董事会及其他高级管理人员应当支持董事会秘书的工作。任何机构及个人不得干预董事会秘书的正常履职行为。

第四节 董事会议事规则

第二十九条 上市公司应当制定董事会议事规则，报股东大会批准，并列入公司章程或者作为章程附件。

第三十条 董事会应当定期召开会议，并根据需要及时召开临时会议。董事会

催しなければならない。取締役会における議題は事前に定めなければならない。

第31条 取締役会は、関連規定に定める手続に厳格に従い開催しなければならない。取締役会は、定められた期日に全ての取締役に事前に通知し、十分な資料を提供しなければならない。2名以上の独立取締役が資料の不完全性及び論証の不十分性を認めるときは、取締役会の延期又は当該事項の審議の延期を連名で書面により取締役会に対して提案することができ、取締役会は当該提案を採用し、上場会社は速やかに当該事項に関する情報開示を行わなければならない。

第32条 取締役会議事録は、真実性、正確性、完全性を備えていなければならない。取締役会に出席した取締役、取締役会秘書及び書記は当該取締役会議事録に署名しなければならない。取締役会議事録は適切な方法で保存しなければならない。

第33条 上場会社は、定款にその方針と具体的な内容を定めることにより、取締役会の権限の一部を取締役会会長に委任することができる。ただし、重要な事項については取締役会の決定によらなければならない。上場会社は法により取締役会に与えられた権限を取締役会会長、総経理に委任することができない。

第5節 独立取締役

第34条 上場会社は、関連規定に従い独立取締役を置かなければならない。独立取締役は、上場会社の取締役会の中に設置される委員会の委員を除き、その他の職務を兼任してはならない。

会议议题应当事先拟定。

第三十一条 董事会会议应当严格依照规定的程序进行。董事会应当按规定的
时间事先通知所有董事，并提供足够的资料。两名及以上独立董事认为资料不
完整或者论证不充分的，可以联名书面向董事会提出延期召开会议或者延期审
议该事项，董事会应当予以采纳，上市公司应当及时披露相关情况。

第三十二条 董事会会议记录应当真实、准确、完整。出席会议的董事、董事
会秘书和记录人应当在会议记录上签名。董事会会议记录应当妥善保存。

第三十三条 董事会授权董事长在董事会闭会期间行使董事会部分职权的，上
市公司应当在公司章程中明确规定授权的原则和具体内容。上市公司重大事项
应当由董事会集体决策，不得将法定由董事会行使的职权授予董事长、总经
理等行使。

第五节 独立董事

第三十四条 上市公司应当依照有关规定建立独立董事制度。独立董事不得在
上市公司兼任除董事会专门委员会委员外的其他职务。

第35条 独立取締役の任用条件及び選解任等の手続は、関連規定に定める要件を満たさなければならない。独立取締役と上場会社及びその主要株主との間において、その独立した客観的判断を妨げられる関係があってはならない。

第36条 独立取締役は、取締役の一般的な権限を有し、法律法規及び定款に従い関連する事項に関して特別な権限を有する。

2 独立取締役は、独立してその職責を果たさなければならない。上場会社の主要株主、実質的支配者及びその他上場会社と利害関係のある組織又は個人の影響を受けてはならない。

第37条 独立取締役は、法に従い取締役としての義務を果たさなければならない。会社の経営状況及び取締役会における議題の内容を十分に理解し、上場会社及び株主全体の利益を擁護しなければならない。特に中小株主の合法的な権益の保護に配慮しなければならない。独立取締役は年度ごとに株主総会に対してその職務履行状況を報告しなければならない。

2 上場会社において、株主間又は取締役間の衝突により、会社経営に重大な影響が生じたときは、独立取締役は積極的にその職責を果たし、上場会社全体の利益を擁護しなければならない。

第6節 取締役会専門委員会

第38条 上場会社の取締役会は、監査委員会を置かなければならず、必要に応じて戦略、指名、及び報酬審査等の専門委員会を置くことができる。専門委員会は取締役会に対し責任を負い、定款及び取締役会の授権に従いその職責を果たさなければならない。専門委員会の提案は取締役会の審議決定を経なければならない。

2 専門委員会は、取締役で組織し、監査委員会、指名委員会、報酬審査

第三十五条 独立董事的任职条件、选举更换程序等，应当符合有关规定。独立董事不得与其所受聘上市公司及其主要股东存在可能妨碍其进行独立客观判断的关系。

第三十六条 独立董事享有董事的一般职权，同时依照法律法规和公司章程针对相关事项享有特别职权。

独立董事应当独立履行职责，不受上市公司主要股东、实际控制人以及其他与上市公司存在利害关系的组织或者个人影响。上市公司应当保障独立董事依法履职。

第三十七条 独立董事应当依法履行董事义务，充分了解公司经营运作情况和董事会议题内容，维护上市公司和全体股东的利益，尤其关注中小股东的合法权益保护。独立董事应当按年度向股东大会报告工作。

上市公司股东间或者董事间发生冲突、对公司经营管理造成重大影响的，独立董事应当主动履行职责，维护上市公司整体利益。

第六节 董事会专门委员会

第三十八条 上市公司董事会应当设立审计委员会，并可以根据需要设立战略、提名、薪酬与考核等相关专门委员会。专门委员会对董事会负责，依照公司章程和董事会授权履行职责，专门委员会的提案应当提交董事会审议决定。

专门委员会成员全部由董事组成，其中审计委员会、提名委员会、薪酬与考核委员会中独立董事应当占多数并担任召集人，审计委员会的召集人应当为会计专业人士。

委員会の過半数は独立取締役でなければならず、これらの委員会に所属する独立取締役が委員会を招集し、監査委員会を招集する独立取締役は会計の専門家でなければならない。

第39条 監査委員会の主な職責は次の各号に定める事項を含む。

- 一、外部監査に対する監督及び評価を行い、外部監査機関の選定又は変更に関し提案する。
- 二、内部監査に対する監督及び評価を行い、内部監査及び外部監査の協調を図る。
- 三、会社の財務情報及びその開示を審査する。
- 四、会社の内部統制制度に対する監督及び評価を行う。
- 五、法律法規、定款、及び取締役会が定めるその他の事項。

第40条 戦略委員会の主な職責は、会社の長期の発展戦略及び重大な投資政策に対して検討及び提案を行うことである。

第41条 指名委員会の主な職責は次の各号に定める事項を含む。

- 一、取締役、高級管理職の選任基準及び選任手続を検討し提案する。
- 二、取締役及び高級管理職の適格者を探し求める。
- 三、取締役及び高級管理職の候補者について審査し提案する。

第42条 報酬審査委員会の主な職責は次の各号に定める事項を含む。

- 一、取締役及び高級管理職の審査基準を検討し、これらの者に対して審査し意見を提出する。
- 二、取締役及び高級管理職の報酬に関する政策及び方針を検討し審査する。

第43条 専門委員会は、仲介機関に専門意見を諮ることができる。専門委員

第三十九条 审计委员会的主要职责包括：

- （一）监督及评估外部审计工作，提议聘请或者更换外部审计机构；
- （二）监督及评估内部审计工作，负责内部审计与外部审计的协调；
- （三）审核公司的财务信息及其披露；
- （四）监督及评估公司的内部控制；
- （五）负责法律法规、公司章程和董事会授权的其他事项。

第四十条 战略委员会的主要职责是对公司长期发展战略和重大投资决策进行研究并提出建议。

第四十一条 提名委员会的主要职责包括：

- （一）研究董事、高级管理人员的选择标准和程序并提出建议；
- （二）遴选合格的董事人选和高级管理人员人选；
- （三）对董事人选和高级管理人员人选进行审核并提出建议。

第四十二条 薪酬与考核委员会的主要职责包括：

- （一）研究董事与高级管理人员考核的标准，进行考核并提出建议；
- （二）研究和审查董事、高级管理人员的薪酬政策与方案。

第四十三条 专门委员会可以聘请中介机构提供专业意见。专门委员会履行职

会がその職責を履行するために要した費用は会社が負担する。

第四章 監査役と監査役会

第44条 監査役の選任手続，監査役会議事規則の制定，及び監査役会の運営は，取締役及び取締役会に関する本準則の定めを準用する。従業員監査役は，法律法規の定めにより選任する。

第45条 監査役会の人員構成は，監査役会が独立して効果的な職務履行を行い得ることを確保するものでなければならない。監査役は，専門知識又は実務経験を有し，職務を効果的に履行する能力を具備する者でなければならない。上場会社の取締役，高級管理職は，監査役を兼任してはならない。

2 上場会社は，定款の定めにより社外監査役を置くことができる。

第46条 監査役は，会社の経営状況を知る権利を有する。上場会社は，監査役の情報調査権を保障するための体制を整備し，監査役がその職責を正常に履行するための必要な協力を提供しなければならず，いかなる者もこれを干渉，阻害してはならない。監査役がその職責を履行するために要した費用は会社が負担する。

第47条 監査役は，法に従い会社の財務を調査し，取締役及び高級管理職の職務履行状況の適法性を監督し，定款に定めるその他の権限を行使し，上場会社及び株主の合法的な権益を擁護する。監査役会は，独立して仲介機関に専門意見を諮ることができる。

第48条 監査役会は，取締役，高級管理職，内部及び外部監査人員に対して，監査役会への出席を求め，必要な事項に対する回答を求めることができる。

责的有关费用由上市公司承担。

第四章 监事与监事会

第四十四条 监事选任程序、监事会议事规则制定、监事会会议参照本准则对董事、董事会的有关规定执行。职工监事依照法律法规选举产生。

第四十五条 监事会的人员和结构应当确保监事会能够独立有效地履行职责。监事应当具有相应的专业知识或者工作经验，具备有效履职能力。上市公司董事、高级管理人员不得兼任监事。

上市公司可以依照公司章程的规定设立外部监事。

第四十六条 监事有权了解公司经营情况。上市公司应当采取措施保障监事的知情权，为监事正常履行职责提供必要的协助，任何人不得干预、阻挠。监事履行职责所需的有关费用由公司承担。

第四十七条 监事会依法检查公司财务，监督董事、高级管理人员履职的合法合规性，行使公司章程规定的其他职权，维护上市公司及股东的合法权益。监事会可以独立聘请中介机构提供专业意见。

第四十八条 监事会可以要求董事、高级管理人员、内部及外部审计人员等列席监事会会议，回答所关注的问题。

第49条 監査役会の監査記録及び財務調査の結果は、取締役及び高級管理職の業績評価の重要な根拠としなければならない。

第50条 監査役会は、法律法規又は定款に違反する取締役、高級管理職の行為を発見したときは、監督の職責を履行し、取締役会又は株主総会に報告しなければならない。中国証券監督管理委員会もしくはその出先機関、証券取引所又はその他の部門に報告することができる。

第五章 高級管理職と会社の奨励・規制体制

第1節 高級管理職

第51条 高級管理職の選任は、関連する法律法規及び定款の定めにより厳格に行われなければならない。上場会社の支配株主、実質的支配者及びその関係者は、高級管理職の正常な選任手続に干渉してはならない。株主総会又は取締役会の決議によることなくして高級管理職を解任してはならない。

2 上場会社が公開性、透明性のある方法により高級管理職の選解任を行うことを推奨する。

第52条 上場会社は、高級管理職と任用契約を締結し、双方の権利義務関係を明確に定めなければならない。

2 高級管理職の選解任は、法定の手続に従い行われなければならない。適時開示しなければならない。

第53条 上場会社は、定款及び会社のその他の規定の定めにより高級管理職の職責を明らかにしなければならない。高級管理職は、法律法規及び定款の定めを遵守し、忠実に、勤勉に、慎重にその職責を履行しなければならない。

第四十九条 监事会的监督记录以及进行财务检查的结果应当作为对董事、高级管理人员绩效评价的重要依据。

第五十条 监事会发现董事、高级管理人员违反法律法规或者公司章程的，应当履行监督职责，并向董事会通报或者向股东大会报告，也可以直接向中国证监会及其派出机构、证券交易所或者其他部门报告。

第五章 高级管理人员与公司激励约束机制

第一节 高级管理人员

第五十一条 高级管理人员的聘任，应当严格依照有关法律法规和公司章程的规定进行。上市公司控股股东、实际控制人及其关联方不得干预高级管理人员的正常选聘程序，不得越过股东大会、董事会直接任免高级管理人员。

鼓励上市公司采取公开、透明的方式，选聘高级管理人员。

第五十二条 上市公司应当和高级管理人员签订聘任合同，明确双方的权利义务关系。

高级管理人员的聘任和解聘应当履行法定程序，并及时披露。

第五十三条 上市公司应当在公司章程或者公司其他制度中明确高级管理人员的职责。高级管理人员应当遵守法律法规和公司章程，忠实、勤勉、谨慎地履行职责。

第54条 高級管理職が法律法規及び定款に違反し、会社に損害を与えたときは、取締役会はその責任を追及する措置を採らなければならない。

第2節 業績及び職務履行の評価

第55条 上場会社は、取締役、監査役及び高級管理職の業績及び職務履行状況を評価するための基準及び手続を定めなければならない。

第56条 取締役及び高級管理職の業績の評価は、取締役会又は報酬審査委員会が行い、第三者に対して業績の評価を委任することができる。

2 独立取締役及び監査役の職務履行の評価は、自己評価又は相互評価等の方法により行う。

第57条 取締役会、監査役会は、取締役、監査役の職務履行状況、業績評価の結果、及び報酬の状況に関し、株主総会に報告しなければならない。上場会社はこれらを開示しなければならない。

第3節 報酬及び奨励

第58条 上場会社は、人材を引付け、高級管理職と重要な従業員の安定的な従業を維持するために、報酬と会社業績又は個人業績が連動する報酬体制を整備しなければならない。

第59条 上場会社の高級管理職に対する業績評価は、高級管理職の報酬及びその他の奨励方法を決定する際の重要な根拠としなければならない。

第60条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。取締役会又は報酬審査委員会が取締役の業績の評価又は報酬の検討をするときは、当該取締役は回避しなければならない。

第五十四条 高级管理人员违反法律法规和公司章程规定，致使上市公司遭受损失的，公司董事会应当采取措施追究其法律责任。

第二节 绩效与履职评价

第五十五条 上市公司应当建立公正透明的董事、监事和高级管理人员绩效与履职评价标准和程序。

第五十六条 董事和高级管理人员的绩效评价由董事会或者其下设的薪酬与考核委员会负责组织，上市公司可以委托第三方开展绩效评价。

独立董事、监事的履职评价采取自我评价、相互评价等方式进行。

第五十七条 董事会、监事会应当向股东大会报告董事、监事履行职责的情况、绩效评价结果及其薪酬情况，并由上市公司予以披露。

第三节 薪酬与激励

第五十八条 上市公司应当建立薪酬与公司绩效、个人业绩相联系的机制，以吸引人才，保持高级管理人员和核心员工的稳定。

第五十九条 上市公司对高级管理人员的绩效评价应当作为确定高级管理人员薪酬以及其他激励的重要依据。

第六十条 董事、监事报酬事项由股东大会决定。在董事会或者薪酬与考核委员会对董事个人进行评价或者讨论其报酬时，该董事应当回避。

高级管理人员的薪酬分配方案应当经董事会批准，向股东大会说明，并予以

2 高級管理職の報酬案は、取締役会が承認し、株主総会において説明され、十分な情報が開示されなければならない。

第61条 上場会社の定款又は関連契約における取締役、監査役及び高級管理職の任期満了前の解任に対する補償の定めは、公平の原則に適合し、上場会社の合法的な権益を損なってはならず、上場会社の利益を流出させてはならない。

第62条 上場会社は、法律法規及び定款に従い、株式に関する権利又は従業員持株制度による奨励制度を整備することができる。

2 上場会社の奨励制度は、会社の創造的発展能力の強化に資し、持続的な発展を促進するものでなければならない、上場会社及び株主の合法的な権益を損なってはならない。

第六章 支配株主・その関係者と上場会社

第1節 支配株主及びその関係者の行為規範

第63条 支配株主、実質的支配者は、上場会社及びその他の株主に対して誠信義務を負う。支配株主は会社に対して法によりその株主としての権利を行使し、義務を履行する。支配株主及び実質的支配者は、その支配権を利用して会社及びその他の株主の合法的な権益を損なってはならず、会社に対する支配的地位を利用して違法な利益を図ってはならない。

第64条 支配株主が会社の取締役、監査役の候補者を指名するときは、法律法規及び定款が定める要件と手続を遵守しなければならない。支配株主は、株主総会の選任結果及び取締役会の人事に関する決議に対して許可手続を設けてはならない。

充分披露。

第六十一条 上市公司章程或者相关合同中涉及提前解除董事、监事和高级管理人员任职的补偿内容应当符合公平原则，不得损害上市公司合法权益，不得进行利益输送。

第六十二条 上市公司可以依照相关法律法规和公司章程，实施股权激励和员工持股等激励机制。

上市公司的激励机制，应当有利于增强公司创新发展能力，促进上市公司可持续发展，不得损害上市公司及股东的合法权益。

第六章 控股股东及其关联方与上市公司

第一节 控股股东及其关联方行为规范

第六十三条 控股股东、实际控制人对上市公司及其他股东负有诚信义务。控股股东对其所控股的上市公司应当依法行使股东权利，履行股东义务。控股股东、实际控制人不得利用其控制权损害上市公司及其他股东的合法权益，不得利用对上市公司的控制地位谋取非法利益。

第六十四条 控股股东提名上市公司董事、监事候选人的，应当遵循法律法规和公司章程规定的条件和程序。控股股东不得对股东大会人事选举结果和董事会人事聘任决议设置批准程序。

第65条 上場会社の重要な決定は、株主総会又は取締役会が法により行わなければならない。支配株主、実質的支配者及びその関係者は、法律法規及び定款に違反して上場会社の正常な意思決定手続に干渉してはならず、上場会社及びその他の株主の合法的な権益を損なってはならない。

第66条 支配株主、実質的支配者及びその他の会社関係者が為した承諾は、明確に、具体的に、執行できるものでなければならず、承諾を為した時点において明らかに実現不可能なものであってはならない。承諾者は、承諾中の履行承諾声明により、承諾に違反したときの責任を明らかにし、承諾を確実に履行しなければならない。

第67条 上場会社の支配権に変動が生じたときは、過渡期において関係者は会社の安定な経営を維持するための有効な措置を採らなければならない。重大な問題が生じたときは、上場会社は中国証券監督管理委員会又はその出先機構及び証券取引所に対して報告しなければならない。

第2節 上場会社の独立性

第68条 支配株主、実質的支配者は、上場会社との間に、人員、資産及び財務を分け、機関、業務及び採算を独立させ、独立して責任及びリスクを負担しなければならない。

第69条 上場会社の人員は支配株主から独立した立場でなければならない。上場会社の高級管理職である支配株主は、取締役又は監査役を除く会社のその他の行政的な職務を担当してはならない。高級管理職である支配株主は、上場会社の取締役又は監査役を兼任することは妨げられないが、上場会社の職務を履行するための十分な時間と精力を確保しなければならない。

第六十五条 上市公司的重大决策应当由股东大会和董事会依法作出。控股股东、实际控制人及其关联方不得违反法律法规和公司章程干预上市公司的正常决策程序，损害上市公司及其他股东的合法权益。

第六十六条 控股股东、实际控制人及上市公司有关各方作出的承诺应当明确、具体、可执行，不得承诺根据当时情况判断明显不可能实现的事项。承诺方应当在承诺中作出履行承诺声明、明确违反承诺的责任，并切实履行承诺。

第六十七条 上市公司控制权发生变更的，有关各方应当采取有效措施保持上市公司在过渡期间内稳定经营。出现重大问题的，上市公司应当向中国证监会及其派出机构、证券交易所报告。

第二节 上市公司的独立性

第六十八条 控股股东、实际控制人与上市公司应当实行人员、资产、财务分开，机构、业务独立，各自独立核算、独立承担责任和风险。

第六十九条 上市公司人员应当独立于控股股东。上市公司的高级管理人员在控股股东不得担任除董事、监事以外的其他行政职务。控股股东高级管理人员兼任上市公司董事、监事的，应当保证有足够的时间和精力承担上市公司的工作。

第70条 支配株主が上場会社に出資した資産は、単独かつ完全でなければならず、権利の帰属が明確でなければならない。

2 支配株主、実質的支配者及びその関係者は、上場会社の財産を占有、支配してはならない。

第71条 上場会社は、法律法規及び定款に従い健全な財務、会計管理制度を築き、独立採算を堅持しなければならない。

2 支配株主、実質的支配者及びその関係者は、会社財務の独立性を尊重し、上場会社の財務、会計活動に干渉してはならない。

第72条 上場会社の取締役会、監査役会及びその他の内部機関は独立して運営しなければならない。支配株主、実質的支配者及びその内部機関は、上場会社とその内部機関とは上下関係にない。

2 支配株主、実質的支配者及びその関係者は、法律法規、定款及び定められた手続に違反して上場会社の運営に干渉し、その経営管理の独立性に影響を及ぼしてはならない。

第73条 上場会社の業務は、支配株主及び実質的支配者から独立して行われなければならない。

2 支配株主、実質的支配者及びその支配する組織は、上場会社と同種又は類似の業務に従事してはならない。支配株主、実質的支配者は競業を避けるための有効な措置を採らなければならない。

第3節 関連取引

第74条 上場会社の関連取引は、関連する規定に従い、決議手続及び情報開示義務を厳格に履行しなければならない。

第七十条 控股股东投入上市公司的资产应当独立完整、权属清晰。

控股股东、实际控制人及其关联方不得占用、支配上市公司资产。

第七十一条 上市公司应当依照法律法规和公司章程建立健全财务、会计管理制度，坚持独立核算。

控股股东、实际控制人及其关联方应当尊重上市公司财务的独立性，不得干预上市公司的财务、会计活动。

第七十二条 上市公司的董事会、监事会及其他内部机构应当独立运作。控股股东、实际控制人及其内部机构与上市公司及其内部机构之间没有上下级关系。

控股股东、实际控制人及其关联方不得违反法律法规、公司章程和规定程序干涉上市公司的具体运作，不得影响其经营管理的独立性。

第七十三条 上市公司业务应当独立于控股股东、实际控制人。

控股股东、实际控制人及其控制的其他单位不应从事与上市公司相同或者相近的业务。控股股东、实际控制人应当采取有效措施避免同业竞争。

第三节 关联交易

第七十四条 上市公司关联交易应当依照有关规定严格履行决策程序和信息披露义务。

第75条 上場会社が関連取引を行うときは、取引の相手と書面により関連取引に関する協議を締結しなければならない。協議の締結は、平等、自発、等価、有償の原則に従い、その内容は明確的、具体的、執行可能なものでなければならない。

第76条 上場会社は、関連取引の相手が売買手段等の独占により会社の経営を妨害し、会社の利益を損なうことを防止するための有効な措置を採らなければならない。関連取引は、商業的実質、価格の妥当性を具備し、原則として市場における独立第三者の価格又は費用の基準等の取引条件から乖離してはならない。

第77条 上場会社及びその関連取引の相手は、関連取引により会社の利益の流出又は利益の調整を行ってはならず、関連関係を隠ぺいすることをしてはならない。

第七章 機関投資家及びその他の関連機構

第78条 社会保障基金、企業年金、保険資金、公募基金の管理機構及び国家金融監督管理機構が法により監督管理するその他の投資機構等の機関投資家が、法に従い議決権、質問権、提案権等の株主権を行使し、会社のコーポレートガバナンスへ合理的に参加することを推奨する。

第79条 機関投資家は、法律法規及び定款の定めに従い、重大事項の決議、取締役及び監査役の候補者の推薦、取締役及び監査役の職務履行状況の監督等の方法により、上場会社のコーポレートガバナンスにおいて積極的な役割を果たす。

第七十五条 上市公司应当与关联方就关联交易签订书面协议。协议的签订应当遵循平等、自愿、等价、有偿的原则，协议内容应当明确、具体、可执行。

第七十六条 上市公司应当采取有效措施防止关联方以垄断采购或者销售渠道等方式干预公司的经营，损害公司利益。关联交易应当具有商业实质，价格应当公允，原则上不偏离市场独立第三方的价格或者收费标准等交易条件。

第七十七条 上市公司及其关联方不得利用关联交易输送利益或者调节利润，不得以任何方式隐瞒关联关系。

第七章 机构投资者及其他相关机构

第七十八条 鼓励社会保障基金、企业年金、保险资金、公募基金的管理机构和国家金融监督管理机构依法监管的其他投资主体等机构投资者，通过依法行使表决权、质询权、建议权等相关股东权利，合理参与公司治理。

第七十九条 机构投资者依照法律法规和公司章程，通过参与重大事项决策，推荐董事、监事人选，监督董事、监事履职情况等途径，在上市公司治理中发挥积极作用。

第80条 機関投資家が上場会社のコーポレートガバナンスへの参与における目標と原則、議決権行使の方針、株主権行使の状況及び効果の公開を激励する。

第81条 証券会社、弁護士事務所、会計士事務所等の仲介機構は、上場会社のために、スポンサー業務、証券の引受、財務顧問、法律会計等の専門サービスを提供するときは、上場会社のコーポレートガバナンスの状況に積極的に注意を払い、良好なコーポレートガバナンスの実践の形成を促す。

2 上場会社は、サービスの提供を受ける仲介機構を慎重に審査選定し、仲介機構が誠実に約束を履行しているか否か、及び職務責任の履行状況を把握しなければならない。

第82条 中小投資家保護機構は、上場会社のコーポレートガバナンスにおいて積極的にその役割を果たし、株主権の行使等の様々な方法により中小投資家の合法的な権益を保護しなければならない。

第八章 利益関係者・環境保護と社会的責任

第83条 上場会社は、銀行、その他の債権者、従業員、顧客、サプライヤー、及び地域社会等の合法的な権利を尊重し、利益関係者と積極的に交流及び協力を行い、共同して会社の持続可能な、健全な発展を推進しなければならない。

第84条 上場会社は、利益関係者の権益を維持するための必要な条件を提供しなければならない。利益関係者の合法的な権益が侵害されたときは、法による救済を受ける機会及び方法を有しなければならない。

第85条 上場会社は、従業員の権益の保護を強化し、従業員代表大会及び労

第八十条 鼓励机构投资者公开其参与上市公司治理的目标与原则、表决权行使的策略、股东权利行使的情况及效果。

第八十一条 证券公司、律师事务所、会计师事务所等中介机构在为上市公司提供保荐承销、财务顾问、法律、审计等专业服务时，应当积极关注上市公司治理状况，促进形成良好公司治理实践。

上市公司应当审慎选择为其提供服务的中介机构，注重了解中介机构诚实守信、勤勉尽责状况。

第八十二条 中小投资者保护机构应当在上市公司治理中发挥积极作用，通过持股行权等方式多渠道保护中小投资者合法权益。

第八章 利益相关者、环境保护与社会责任

第八十三条 上市公司应当尊重银行及其他债权人、员工、客户、供应商、社区等利益相关者的合法权利，与利益相关者进行有效的交流与合作，共同推动公司持续健康发展。

第八十四条 上市公司应当为维护利益相关者的权益提供必要的条件，当其合法权益受到侵害时，利益相关者应当有机会和途径依法获得救济。

第八十五条 上市公司应当加强员工权益保护，支持职工代表大会、工会组织

働組合が法によりその権限を行使することを支持しなければならない。取締役会、監査役会及び管理層は、従業員と交流を図るための多様な方法を構築し、会社経営、財務状況及び従業員の利益に及ぼす重大な事項に関する従業員の意見を聴取しなければならない。

第86条 上場会社は生態系に優しい発展理念を積極的に実践し、生態環境保護を会社の発展戦略及びコーポレートガバナンスの実践過程に取入れ、生態文明の建設に積極的に参加し、汚染防止、資源の節約、生態保護等において模範を示し、牽引的な役割を果たさなければならない。

第87条 上場会社は、持続的な発展を維持し、経営成績を上げ、株主利益を保障すると同時に、地域社会の福祉、災害の救助、貧困の解消及び公益事業等においても、その社会的責任を積極的に履行しなければならない。

2 上場会社が貧困な自治体との協力及び自発的な提携を行うことを推奨し、貧困地域の産業の発展、人材の育成、及び就業の促進を積極的に支持することを推奨する。

第九章 情報開示と透明性

第88条 上場会社は、情報開示の事務管理制度の構築及び運用をしなければならない。上場会社及び情報開示義務を負うその他の者は、法律法規、自治規則及び定款の定めを遵守し、真実に、正確に、完全に、迅速に、公平に情報を開示しなければならない。虚偽記載、誤報的記載、重大な遺漏又はその他の不適切な開示を行ってはならない。開示事項が国家機密及び商業秘密に関連する情報であるときは、関連規定に従う。

第89条 取締役、監査役、及び高級管理職は、上場会社の開示情報の真実性、

依法行使职权。董事会、监事会和管理层应当建立与员工多元化的沟通交流渠道，听取员工对公司经营、财务状况以及涉及员工利益的重大事项的意见。

第八十六条 上市公司应当积极践行绿色发展理念，将生态环保要求融入发展战略和公司治理过程，主动参与生态文明建设，在污染防治、资源节约、生态保护等方面发挥示范引领作用。

第八十七条 上市公司在保持公司持续发展、提升经营业绩、保障股东利益的同时，应当在社区福利、救灾助困、公益事业等方面，积极履行社会责任。

鼓励上市公司结对帮扶贫困县或者贫困村，主动对接、积极支持贫困地区发展产业、培养人才、促进就业。

第九章 信息披露与透明度

第八十八条 上市公司应当建立并执行信息披露事务管理制度。上市公司及其他信息披露义务人应当严格依照法律法规、自律规则和公司章程的规定，真实、准确、完整、及时、公平地披露信息，不得有虚假记载、误导性陈述、重大遗漏或者其他不正当披露。信息披露事项涉及国家秘密、商业机密的，依照相关规定办理。

第八十九条 董事、监事、高级管理人员应当保证上市公司披露信息的真实、

正確性、完全性、迅速性、公平性を保証しなければならない。

2 上場会社は、取締役、監査役及び高級管理職が外部に対する情報開示を行う行為基準を定め、取締役会の承認の許可を必要とする情報開示について明確に定めなければならない。

第90条 定められた持株要件を満たす株主、実質的支配者、買収者、又は会社の取引相手等の情報開示義務を負う者は、関連規定に従い情報を開示し、上場会社の情報開示活動に協力しなければならない。支配権の変動の告知、権益の変動、及びその他の組織もしくは個人との関連関係又はその変動等の重要事項を迅速に上場会社に通知し、上場会社から問い合わせがあったときはこれに回答し、その提供する情報の真実性、正確性、完全性を保証しなければならない。

第91条 上場会社が強行規定により行う情報開示のほかに、株主及びその他の利益関係者に影響を及ぼしうる政策決定に関する情報を自発的に開示することを推奨する。

2 自発的な情報開示は、公平の原則を遵守し、情報開示の持続性と一致性を維持し、選択的な情報開示を行ってはならず、自発的な情報開示を利用して相場操縦、インサイダー取引その他違法行為を行ってはならず、公序良俗に違反して社会公共の利益を損なってはならない。自発的な情報開示が予測的な情報を含むときは、予測の根拠を明確にし、予測可能な不確定性とリスクも併せて提示しなければならない。

第92条 情報開示義務を負う者が開示する情報は、簡潔明瞭で理解しやすいものでなければならない。上場会社は、使用者が経済的で簡便な方法により情報を獲得できることを保証しなければならない。

准确、完整、及时、公平。

上市公司应当制定规范董事、监事、高级管理人员对外发布信息的行为规范，明确未经董事会许可不得对外发布的情形。

第九十条 持股达到规定比例的股东、实际控制人以及收购人、交易对方等信息披露义务人应当依照相关规定进行信息披露，并配合上市公司的信息披露工作，及时告知上市公司控制权变更、权益变动、与其他单位和个人的关联关系及其变化等重大事项，答复上市公司的问询，保证所提供的信息真实、准确、完整。

第九十一条 鼓励上市公司除依照强制性规定披露信息外，自愿披露可能对股东和其他利益相关者决策产生影响的信息。

自愿性信息披露应当遵守公平原则，保持信息披露的持续性和一致性，不得进行选择披露，不得利用自愿性信息披露从事市场操纵、内幕交易或者其他违法违规行为，不得违反公序良俗、损害社会公共利益。自愿披露具有一定预测性质信息的，应当明确预测的依据，并提示可能出现的不确定性和风险。

第九十二条 信息披露义务人披露的信息，应当简明清晰、便于理解。上市公司应当保证使用者能够通过经济、便捷的方式获得信息。

第93条 取締役会会長は、上場会社の情報開示事務の管理において主要な責任を負う。

2 取締役会秘書は、会社の情報開示事務の組織及び調整を担当し、上場会社の対外的な情報開示等の事務を行う。

第94条 上場会社は、内部統制及びリスク管理制度を構築しなければならないが、専門部門又は内部部門を設置し、会社の重要な運営行為、子会社の監視、財務情報の開示及びコンプライアンス状況の調査及び監督を担当させなければならない。

2 上場会社は、関連規定に従い、内部統制制度の構築と運用の状況、及びこれらの有効性に対する会計士事務所の監査意見を定期的に開示しなければならない。

第95条 上場会社は、法律法規及び関連機構の定めに従い、環境に関する情報及び貧困の解消等に対する社会的責任に関する状況を開示しなければならない。

第96条 上場会社は、関連規定に従い、コーポレートガバナンスに関する情報を開示し、会社のコーポレートガバナンスの状況を定期的に分析し、コーポレートガバナンスの改善計画と措置を制定し確実にこれらを実施しなければならない。

第十章 附則

第97条 中国証券管理監督委員会及びその他の機関が法に依り、上場会社のコーポレートガバナンスに対して特別な定めを置くときは、その定めに従う。試験的レッドチップ企業が中国国内において株券又は預託証券を発行し

第九十三条 董事长对上市公司信息披露事务管理承担首要责任。

董事会秘书负责组织和协调公司信息披露事务，办理上市公司信息对外公布等相关事宜。

第九十四条 上市公司应当建立内部控制及风险管理制度，并设立专职部门或者指定内设部门负责对公司的重要营运行为、下属公司管控、财务信息披露和法律法规遵守执行情况进行检查和监督。

上市公司依照有关规定定期披露内部控制制度建设及实施情况，以及会计师事务所对上市公司内部控制有效性的审计意见。

第九十五条 上市公司应当依照法律法规和有关部门的要求，披露环境信息以及履行扶贫等社会责任相关情况。

第九十六条 上市公司应当依照有关规定披露公司治理相关信息，定期分析公司治理状况，制定改进公司治理的计划和措施并认真落实。

第十章 附则

第九十七条 中国证监会及其他部门依法对相关上市公司治理安排有特别规定的，应当遵守其规定。试点红筹企业在境内发行股票或者存托凭证并上市的，除适用境外注册地法律法规的事项外，公司治理参照本准则执行。

上場したときは、国外における登記地の法規が適用される事項を除き、会社のコーポレートガバナンスについては本準則を参照して適用する。

第98条 本準則は公布日より施行する。2002年1月7日に公布された「上場会社コーポレートガバナンス準則」（証監発〔2002〕1号）は本準則の公布施行と同時に廃止する。

第九十八条 本准则自公布之日起施行。2002年1月7日发布的《上市公司治理准则》（证监发〔2002〕1号）同时废止。

